

豪州政府による到着空港の所在都市のホテル等での自己隔離義務づけ、北部準州入国者の自己隔離の開始時期、北部準州の学校体制等（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

- 3月27日（金）、豪州政府は、遅くとも3月28日（土）23時59分から、豪州国外から豪州国内の空港に到着する者全員に、到着空港の所在都市のホテル等での自己隔離を義務づける旨発表しました。
- 3月27日（金）、北部準州（NT）政府は、海外からの到着者への14日間のホテル等での自己隔離措置を本日（27日）（金）のいずれかの時点より開始する旨発表しました。
- 3月26日（木）、北部準州（NT）政府は、今学期及び来学期の学校体制について発表しました。
- NSW州は、州内の地域別の症例数やコミュニティ感染数、クラスター感染の発生場所・症例数を全て公開しておりますので、感染対策の参考にしてください。

【本文】

1 豪州政府による到着空港の所在都市のホテル等での自己隔離義務づけ

- 3月27日（金）、モリソン豪首相は記者会見を行いました。概要は以下のとおりです。
- ・遅くとも3月28日（土）23時59分から、豪州国外から豪州国内の空港へ到着する者全員に、ホテル等での自己隔離を義務づける。
 - ・豪州国外から豪州国内の空港に到着した者は、空港での諸手続の後、指定施設（ホテル等）に直接移送される。
 - ・指定施設（ホテル等）は州政府等によって決定され、通常は到着空港の所在する都市にある。
 - ・豪国防軍職員は、州などの指示により既に自宅で自己隔離を実施している人の家を巡回し、特定の個人が自宅に滞在しているか確認し、地元の警察に報告をする。

○豪首相府メディア・ステートメント

<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-270320>

2 北部準州入国者の自己隔離の開始時期等

3月27日（金）、北部準州（NT）政府は、海外からの北部準州に到着した者の14日間のホテル等での自己隔離措置は本日（27日）（金）中のいずれかの時点（保健大臣が署名完了次第）より開始する旨発表がありました。また、海外から北部準州以外の州にまず到着し、その州内において14日間のホテル等での自己隔離を終えてた後で北部準州に到着した者は、その時点から更に北部準州内において14日間の自己隔離が義務づけられる。

○北部準州首席大臣のメディアリリース

<http://newsroom.nt.gov.au/mediaRelease/32134>

3 北部準州（NT）における学校体制について

3月26日（木）、北部準州政府は、今学期及び来学期の学校体制について以下のとおり発表しました。

-北部準州における今学期の最終4日間（4月6－9日）は、教員が来学期に継続的な教育を実施できるための職業訓練を行う期間とする。

-生徒はこの期間登校を求められないが、親が代替策をとれない子供たち等のために学校は開校する。どの生徒も学校から追い返されることはない。

-来週（3月30日（月））から）も学校は継続するが、両親や家族は希望に応じて子供たちを家に滞在させることもできる。

-北部準州教育省は来学期には学校でも家でも教育が継続できるような体制のための準備をしている。

-来学期からオンライン教育も可能となるが、北部準州政府の全学校では紙での配布も行われる。

○北部準州教育大臣のメディアリリース

<http://newsroom.nt.gov.au/mediaRelease/32127>

4 NSW州保健省の公開情報

3月26日（木）、チャントNSW州首席保健官は記者会見を行い、州内の地域別の症例数やコミュニティ感染数、クラスター感染の発生場所・症例数を州保健省ウェブサイトですべて公開しているため、感染対策の参考にしてほしいと説明しました。詳細は以下のサイトをご覧ください。

○NSW州保健省ウェブサイト

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Pages/covid-19-latest.aspx>

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

（新型コロナウイルス情報及び領事メール）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

（渡航情報、感染・予防対策、連邦・州・地域別情報）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

（紀谷総領事 Twitter）

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

（当館 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>